

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿武町長 花田 憲彦

市町村名 (市町村コード)	阿武町 (35502)
地域名 (地域内農業集落名)	奈古地区 (河内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

河内地区は計画区域内の農地全てが田であり、水稻、麦を主に生産している。地域内農地の約9割を法人が耕作しており、集積・集約化が概ねできている。法人を含む地域農業者の高齢化が進んでおり、人手不足が課題となっているため、新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内農地の大部分を農事組合法人河内が耕作し、その他の農地を個人の農業者が耕作する。
・主に水稻、麦を生産し、法人経営を安定させるため、消費者ニーズに対応した用途別生産を行い、機械化を促進することで省力化を図り、低コスト化に繋げる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内農用地のうち中山間地域等直接支払制度の関係農用地や水稻細目書に記載されているなど、現状耕作、維持管理がされていることが確認できる農用地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現農業者の持続的な農地利用の支援を基本とするが、農業者、土地所有者の意向を踏まえて目標地図に位置付ける者、関係機関と連携して中間管理機構へ貸付を進め、担い手に集積する方針。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現農業者の持続的な農地利用の支援を基本とするが、農業者、土地所有者の意向を踏まえて目標地図に位置付ける者、関係機関と連携して中間管理機構へ貸付を進め、担い手に集積する方針。
(3)基盤整備事業への取組方針
当面は基盤整備事業の取り組み計画は無いが、地域の意向に応じて取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの経営体の担い手育成をJAと阿武町農林水産課で連携し相談から定着まで取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病虫害の防除作業については、(有)ドリームファーム阿武に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、サル等の被害が多く発生しているため、猟友会、阿武町農林水産課と連携して今後も対策を進める。
- ⑦中山間等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理を行っている。